平成２５年（フ）第１１２２号
広島市南区堀越３丁目１番10号
債務者　有限会社大段鉄工所
代表者代表取締役　大段　昭彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
北海道留萌市千鳥町４丁目283番地
債務者　株式会社門脇
代表者代表取締役　門脇　龍一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０号
金沢市駅西本町１丁目６番46号
債務者　有限会社ノヴァ総合研究所
代表者代表取締役　赤嶺　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　清隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０６８号
福岡市東区箱崎３丁目８番38号
債務者　サンライン商事株式会社
代表者代表取締役　杉光　雅啓
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張替　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４９号
福岡市東区原田１丁目20番８号
債務者　東明電機工業株式会社
代表者代表取締役　一ノ瀬幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１号
岩手県奥州市江刺区伊手字糀谷147番地４、前住所岩手県北上市和賀町藤根１地割15番地259
債務者　佐藤　　竜
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１４号
名古屋市南区要町４丁目32番地の５　メゾンかおる303号、従前の住所名古屋市南区滝春町19番地の29
債務者　川瀬日出男
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　幸二
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県三条市南四日町１丁目14番17号、前住所新潟県三条市南四日町３丁目７番３号
債務者　小林　　實
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６号
大津市水明２丁目23番地４、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字村井1308番地
債務者　小亀　和夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６７号
福岡県うきは市浮羽町古川648番地１
債務者　舎川　信介
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６０号
青森県むつ市川内町川内240番地
債務者　畑井　英明
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５５号
名古屋市西区上橋町28番地の１　ステラフィオーレ202号
債務者　垣内　敦子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　光広
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
福井県鯖江市水落町２丁目９番23号
債務者　鮨飛脚やしろ店こと　菊川　功一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
奈良県桜井市大字大福642番地の３
債務者　北島　　進
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　破産債権の届出期間　平成26年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７号
三重県伊勢市川端町301番地３、前住所三重県伊勢市川端町301番地２
債務者　東　　孝一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係